

不利益処分に対する処分基準

(整理番号 : 121410)

平成30年 8 月31日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項（指示）
2. 不利益処分の概要	法の指示違反に係る行政処分点数の付与
3. 処分基準	<p>島根県は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、法若しくは法に基づく命令の規定に違反し、又は運転代行業務に関し道路運送法の所要の規定に違反した場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>この指示は、自動車運転代行業者に対し、その営業を継続しながら必要な是正、改善措置を執らせることで、違反状態の解消又は原因事由の除去を行い、自動車運転代行業の業務の適正化を図るためである。</p> <p>法の指示は、所定の文書により行われ、違反状態の解消のための措置や履行されなかった義務に変わる措置及び将来の違反防止のための措置などが示される。</p> <p>したがって、法の指示を受けたにもかかわらず、正当な理由等なく</p> <ul style="list-style-type: none">・ 違反行為を解消しない（違反行為が解消されない）・ 代替え措置を行わない <p>など、その指示に反していると認められる場合は違反行為となる。</p>
4. 処分を行う課（所）	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当係	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ